

事務連絡

令和5年11月2日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課・学校安全主管課
各都道府県私立学校事務担当課
附属学校を置く各國公立大学法人学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室
文部科学省初等中等教育局教 育 課 程 課
〃 健康教育・食育課
〃 参事官（高等学校担当）付産業教育振興室

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止
に関する注意喚起について

標記について、経済産業省から別紙1のとおり、注意喚起要請がありました。

については、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、都道府県私立学校事務担当課におかれては、所轄の学校法人に対し、附属学校を置く国公立大学法人学校事務主管課におかれては、附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社に対して周知いただきますようお願いします。

なお、学校給食施設や学校の調理実習室等において一酸化炭素中毒事故が発生した場合は、令和5年2月22日付け事務連絡「消費者事故等の通知について（依頼）」（別紙2）のとおり、消費者安全法（平成21年法律第50号）では、地方公共団体の長に消費者事故等の情報の通知義務が定められており、教育機関等（大学を除く。以下同じ。）における消費者事故等については、文部科学省（スポーツ庁）において情報を集約した上で、消費者庁長官に通知する仕組みとなっております。万が一、消費者事故等が発生した場合の文部科学省への情報通知については、遺漏なく御対応いただきますようお願いします。

【本件連絡先】

○学校安全に関すること

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 学校安全係

TEL : 03-(6734)-2966 E-mail : anzen@mext.go.jp

○小学校・中学校・高等学校の教科「家庭」における調理実習に関するこ

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係

TEL : 03-(6734)-2073 E-mail : kyoiku@mext.go.jp

○学校給食施設に関するこ

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課食育推進係・学校給食係

TEL : 03-(6734)-2694 E-mail : shoku@mext.go.jp

○専門教科「家庭」における調理実習に関するこ

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

産業教育振興室 産業教育係

TEL : 03-(6734)-2904 E-mail : sangyo@mext.go.jp

経済産業省

令和5年10月25日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長 殿

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室長 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長

経済産業省産業保安グループガス安全室長

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について（要請）

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、食品工場及び業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガスの消費を行う者に対して注意喚起を行うこととした。

つきましては、食品工場及び業務用厨房施設等の液化石油ガス及び都市ガスの消費設備による一酸化炭素中毒事故防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項について注意喚起を行うよう要請します。

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について

近年、食品工場及び業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガス（以下「ガス」という。）の消費設備による一酸化炭素（以下「CO」という。）中毒事故が発生しています。

特に昨年8月には、静岡県の企業において、社員食堂の厨房で業務用食器洗浄機の使用中に従業員11名がCO中毒となる事故が発生するなど、2022年は3件（死者0名、CO中毒16名）の事故が発生しています。これらの事故原因の多くは、機器の経年劣化や換気が不十分なため、消費設備が不完全燃焼を起こし、COが発生したものです。

食品工場及び業務用厨房施設等においてひとたびCO中毒事故が発生した場合、多くの人を巻き込み、甚大な被害を及ぼす可能性があることから、換気、点検、手入れ、業務用換気警報器設置等の重要性について、業務用厨房等の所有者や使用者等の理解を促すことが重要です。

経済産業省は、食品工場及び業務用厨房施設等におけるガスの消費設備によるCO中毒事故を防止するため、下記の事項について、ガスの消費設備の使用者及び管理者に対して注意喚起します。

記

1. ガスの消費設備の使用中は必ず換気（給気及び排気の両方）を行うこと。特に夏期、冬期等冷暖房機を使用する際に、長時間室内を閉め切りの状態にすることが想定されるため、換気扇や換気装置によって十分に換気が行われているか、必ず確認すること。なお、現場において換気し忘れを防止するための工夫を実践すること。
2. ガスの消費設備の使用者及び管理者は、ガスの消費設備の使用開始時及び使用終了時にガスの消費設備及び換気設備の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上、当該設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。
3. ガスの消費設備及び換気設備は、その使用に際して取扱説明書を十分に読み、適切に使用すると共に、設備の作動状況の確認、ほこりや汚れの除去、フィルターの清掃

等、換気不良やガスの不完全燃焼を防ぐための日常管理を行うこと。特に台風、地震、積雪等の自然災害後は当該設備の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。また、停電中は、換気扇及び給排気設備が作動しない場合があるので、停電中にやむを得ずガスの消費設備を使用する場合は、窓を開けて換気をする等の措置を講じること。更に、復電後は換気扇及び給排気設備が作動することを確実に確認すること。

4. 排気ガス中に含まれる油脂等を有効に除去するために排気取入口に設置されるグリス除去装置（グリスフィルター）や悪臭防止のために排気ダクト内に設置される脱臭フィルター等は、使い続けると油脂等が付着して目詰まりを起こし、十分な換気量が確保できなくなることから、当該フィルターの定期的な清掃又は交換を実施すること。
5. 万一の不完全燃焼に備えて業務用換気警報器の設置を検討すること。
6. ガスの消費設備及び換気設備の正しい使用方法及び換気の重要性について、調理に従事する従業員（パート・アルバイト等を含む。）への教育及び周知を実施すること。

参考1：2022年に発生した食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故一覧

参考2：飲食店や食品工場などでガス機器を使われている皆様へ

問合せ先：

経済産業省 産業保安グループ

高压ガス保安室 (食品工場)

03-3501-1706

ガス安全室 (業務用厨房施設等)

03-3501-4032

2022年に発生した食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故一覧						
	月日	県名	死亡	中毒	事故概要	ガス種
1	7月15日	高知県	0	4	換気設備不使用に伴う排ガスCO中毒。 原因は、スチームオーブンを使用する際に、室温が上がらないように換気ダクトの電源を入れたり切ったりして使用を続けた結果、十分な換気が行われず不完全燃焼を起こしたものと推定される。(ガス事業者推定)	都市ガス
2	8月23日	静岡県	0	11	給排気設備不使用に伴う排ガスCO中毒。 原因は、業務用食器洗浄機を使用する際に、何らかの理由で給排気設備を稼働せず使用を続けた結果、不完全燃焼を起こしたものと推定される。(警察、消防見解)	都市ガス
3	10月8日	静岡県	0	1	換気設備不使用に伴う排ガスCO中毒 原因は、業務用麵ゆで器を使用する際に、換気設備が稼働していない状態(推定)で使用を続けた結果、不完全燃焼を起こしたものと推定される。(ガス事業者推定)	都市ガス

飲食店や食品工場などで ガス機器を使われている皆様へ



ガスが正常に燃えるためには、酸素をたくさん含んでいる新鮮な空気が必要なんです。

ガス機器を使っているときに酸素が足りなくなると燃焼が不完全になり、人体に有毒な一酸化炭素（CO）が発生して中毒になるおそれがあります。

一酸化炭素（CO）中毒を防ぐためのポイントは3つ。
毎日、職場の皆さんと一緒にチェックしてくださいね。

料理人見習いのユリさん

□ ガス機器を使うときは、必ず換気（給気と排気）！

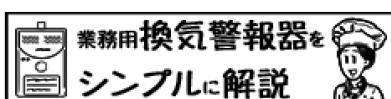
大型のガス機器の使用や、複数のガス機器の同時使用が多い業務用厨房施設では、ガスを使用する量が多い分、新鮮な空気もたくさん必要となります。職場にいる全員が、必ず換気扇や換気設備を運転した状態でガス機器を使うようにしましょう。なお、正常に燃えているガスの炎は青色です。

□ ガス機器や換気設備はきれいに清掃し、定期的に点検を！

ガス機器の給排気口や換気設備の吸い込み口に油汚れやホコリなどがたまると、きちんと換気ができなくなり、一酸化炭素（CO）中毒になるおそれがあります。日頃からきれいに清掃し定期的に点検も受けましょう。

□ 万が一にそなえて、厨房や工場にCO警報器の取り付けを！

一酸化炭素（CO）は無色・無臭。発生に気が付かずに中毒になる場合がほとんどです。そうならないよう、業務用厨房施設の環境に合わせて作られた「業務用換気警報器」の設置をお勧めします。



ユリさんとキダさんも出演中です！

約2分30秒の動画（日本ガス協会制作）はコチラ↑のQRコード（YouTubeに接続）からご覧いただけます。

ガスの青い炎で美味しい味とみんなの笑顔を！これからもガスの安全にご理解・ご協力をお願いいたします。

一酸化炭素（CO）中毒の初期症状は、風邪に似ていると言われています。
ガスや炭火などの「火」を使っているときに体調不良を感じたら、
風邪と決めつけず、換気（給気と排気）の確保を確認してください。

一酸化炭素(CO)中毒の症状

空気中における一酸化炭素(CO)濃度	一酸化炭素(CO)の吸入時間と中毒症状
0.02% (200ppm)	2~3時間で前頭部に軽度の頭痛
0.04% (400ppm)	1~2時間で前頭痛・吐き気、2.5~3.5時間で後頭痛
0.08% (800ppm)	45分間で頭痛・めまい・けいれん、2時間で失神
0.16% (1,600ppm)	20分間で頭痛・めまい、2時間で死亡
0.32% (3,200ppm)	5~10分間で頭痛・めまい、30分間で死亡
0.64% (6,400ppm)	1~2分間で頭痛・めまい、15~30分間で死亡
1.28% (12,800ppm)	1~3分間で死亡



ガス会社のキダさん

「業務用換気警報器」は、皆様とお客様の心強い味方です！



- 血中に生じたCOヘモグロビンの濃度を推定し、一過性の一酸化炭素(CO)の発生では警報を出すことなく、人体へ危険な影響を与える前に警報を発します※。
- 温度、湿度、一酸化炭素(CO)以外のガスなどの影響をうけにくく、センサーの性能が長い間安定しています。
- リチウム電池駆動なので、100Vの電源が不要。設置場所に困りません。

※ 体内で酸素を運ぶ役割を果たしている赤血球中のヘモグロビンは、一酸化炭素(CO)が体内に取り込まれると、それ結びついてCOヘモグロビンを形成し、酸素を運ぶ能力が失われます。血中のCOヘモグロビンの濃度が上昇すると、酸素を体内に送ることが徐々に難しくなり、人体へ様々な影響が生じる恐れがあります。

～職場で業務用換気警報器が鳴ったら～



いつ一酸化炭素（CO）中毒になってしまってもおかしくない、本当に危険な状態！
すぐに行動に移すことは、次の3つです。

- ①すぐにガス機器や炭火の使用をやめる。
- ②換気をする。（ドアや窓を開けて換気をするか、換気扇などの換気設備が動いていなかったらすぐに作動させる。）
- ③ガス会社に連絡する。

事務連絡
令和5年2月22日

各都道府県・指定都市消費者行政担当課
各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課
各都道府県私立学校主管課 御中
各都道府県・指定都市スポーツ主管課
各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体担当課

消費者庁消費者安全課
消費者庁消費者政策課
文部科学省大臣官房総務課
スポーツ庁健康スポーツ課

消費者事故等の通知について（依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては、格別の御理解、御協力を頂きまして厚くお礼申し上げます。

消費者安全法（平成21年法律第50号）では、地方公共団体の長に消費者事故等の情報の通知義務が定められており、教育機関等（大学を除く。以下同じ。）における消費者事故等については、文部科学省（スポーツ庁）において情報を集約した上で、消費者庁長官に通知する仕組みとなっております。

教育機関等における消費者事故等が発生した場合の通知については、平成21年9月1日付け等で周知（直近では同29年6月2日付けで再周知）しておりますが、当該再周知から約5年が経過し、文部科学省における組織改編が行われたこと等を踏まえ、改めて消費者事故等の通知に係る業務フローを整理しましたので、今後は別添のとおり御通知いただきますようお願いします。

また、都道府県におかれては、域内の市区町村（指定都市除く。）の担当課に本事務連絡を御周知いただきますようお願いします。

＜本件連絡先＞

（消費者庁）

身体・生命に関する消費者事故等の考え方について

消費者庁消費者安全課

TEL：03-3507-9201（直通）

E-mail：i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

財産に関する消費者事故等の考え方について

消費者庁消費者政策課 財産被害対策室

TEL：03-3507-9176（直通）

E-mail：i.syouhisya.zaisan@caa.go.jp

（文部科学省）

文部科学省大臣官房総務課 法令審議室審議第四係

TEL：03-6734-2156（直通）

E-mail：hourei@mext.go.jp

(スポーツ庁)

スポーツ庁健康スポーツ課

TEL : 03-6734-2688 (直通)

E-mail : kensport@mext.go.jp

教育機関等における消費者事故等の通知方法

1. 消費者事故等の対象

別紙1「消費者安全法に関する通知制度の概要¹」のとおりです。

教育機関等の施設を利用中に「事故」や「事態」が発生した場合、別紙1を御参照の上、消費者事故等に該当するか、御確認いただきますようお願いします。また、具体的な消費者事故等の事例については、別紙2「消費者事故等の公表事例（文部科学省・スポーツ庁関係）」を御参照いただきますようお願いします。

2. 消費者事故等の通知様式

別紙3「消費者事故等情報通知様式」のとおりです。

3. 消費者事故等の情報通知先

別紙4「消費者事故等の情報通知先一覧」のとおりです。

教育委員会総務担当課や私立学校主管課、スポーツ施設主管課等におかれましては、教育機関等で死亡や負傷疾病に係る事故（事態）が発生した場合（教育機関等からの報告のほか、新聞等で把握した場合を含む。）には、教育機関等に対して、消費者事故等への該当性を御確認いただきますようお願いします。

また、都道府県教育委員会におかれましては、従前どおり、域内の市区町村（指定都市を除く。）教育委員会所管の教育機関等における消費者事故等を集約の上、御通知いただきますようお願いします。

4. その他

消費者事故等の通知²に当たりましては、次の資料も御参考いただきますようお願いします。

- (1) 消費者事故等の制度詳細：「消費者事故等の通知の運用マニュアル³」
- (2) 消費者安全法の解釈：「消費者安全法の解釈に関する考え方⁴」
- (3) 社会体育施設において消費者事故等が発生した場合：令和4年10月3日付事務連絡「消費者事故等の通知について⁵」

¹ 資料中①から③は消費者事故等のうち生命・身体の「安全分野」に関するものです。

² 次に掲げる消費者事故等については、別通知や別事務連絡により通知を依頼しているため、本事務連絡に基づく通知を重ねて行う必要はありません。

- ・学校給食における食中毒
- ・幼稚園における事故
- ・国立学校法人附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部における事故

³ 消費者庁ウェブサイト<URL>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/consumer_safety_cms201_210105_02.pdf

⁴ 消費者庁ウェブサイト<URL>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/pdf/090901safety_8.pdf

⁵ 文部科学省ウェブサイト<URL>

https://www.mext.go.jp/sports/content/20221003-spt_stiiki-300000727_1.pdf

教育機関等（学校、社会体育施設等）の施設を利用中に「事故」が発生した場合、要件2・要件3を御確認ください。

消費者事故等は、「事故」と「事態」をいい、そのうち、「事故」とは、生命・身体被害が現実に発生している事案（消費者安全法第2条第5項第1号）をいいます。

要件1：事業者が（注：営利目的や公共性の有無は問わない。国、地方公共団体、独立行政法人等を含む）

- ・事業として供給する商品・製品
- ・事業のために提供し若しくは利用に供する物品・施設・工作物
- ・事業として若しくは事業のために提供する役務

を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故であって、

要件2：政令で定める以下のいずれかの程度の被害が発生したもの

- ・死亡事故
- ・治療に一日以上を要する負傷・疾病

*通常医療施設における治療の必要がない程度（例：絆創膏を貼れば足りる程度）のものを除く

*医療施設において検査、診療を行ったが、特に治療は必要ないと判断された場合は除く

- ・一酸化炭素中毒

要件3：商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く

*消費者が通常予見される使用・利用方法とは明らかに異なる方法により商品を使用したことで生じた場合
→消費者事故には該当しない

*事故原因はまだ正確には判明していないが、消費安全性を欠くことが具体的に疑われるような場合
→消費者事故に該当する

消費者安全法に関する通知制度の概要②(消費者事故等の定義)

教育機関等（学校、社会体育施設等）の施設を利用中に「事態」が発生した場合、要件2を御確認ください。

消費者事故等は、「事故」と「事態」をいい、「事態」とは、生命・身体被害が現実には発生していない事案（消費者安全法第2条第5項第2号）をいいます。

要件1：消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用・利用が行われた事態であって、

*およそ消費者による使用・利用が行われていない場合（事業者の倉庫内で腐敗）は消費者事故に該当しない

要件2：商品または役務の使用等において、第1号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める以下の要件のいずれかに該当するもの

・商品等・役務が安全基準に不適合

*例えば、医薬品医療機器等法に基づく基準、住宅におけるルームアルテヒドの使用基準が該当

・<飲食物以外の>物品・施設・工作物に、破損・故障・汚染・変質等の劣化や、過熱・異常音等の異常が生じた事態

*例えば、使用中の遊具の支柱が折れた場合が該当

・<飲食物に>腐敗・変敗・不潔・病原体による汚染、有毒・有害物質の含有・付着、異物の混入・添加、異臭、容器・包装の破損等の異常が生じた事態

*例えば、ガラス片が飲料に混入していた場合が該当

・窒息その他生命・身体に対する著しい危険が生じた事態

*例えば、洗剤等の薬品を使用により有毒ガスが発生したが直ちに換気し被害が未発生の場合が該当

消費者安全法に関する通知制度の概要③(消費者事故等の定義)

事故や事態のうち重大なものは、「重大事故等」として、消費者事故等の中で区分されます。

消費者事故等のうち**重大事故等**は、次に掲げる「事故」、「事態」（消費者安全法第2条第7項第1号、第2号）をいいます。

○ 「事故」のうち、被害が重大であるものとして政令で定めるもの

- ・死亡
- ・治療に30日以上を要する負傷・疾病 (*1)
- ・内閣府令で定める程度の身体障害 (*2) が残る負傷・疾病
- ・一酸化炭素中毒

*1 治療に30日以上を要する負傷・疾病とは・・・

→ 基本的には医療機関の判断を尊重

→ 治療期間が30日以上となる可能性が高い場合は要通知（実際に30日を経過する必要はない）

*2 内閣府令で定める程度の身体障害とは・・・

→ 視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害であって長期にわたり身体に存するもの など

○ 「事態」のうち、重大な生命・身体事故等が発生するおそれのあるものとして政令で定めるもの

- ・安全基準不適合かつ、（飲食物以外の）物品・施設・工作物の消費安全性を確保する上で重要な部分に劣化が生じたこと
- ・安全基準不適合かつ、飲食物に毒物・劇物等の含有・付着
- ・窒息その他生命若しくは身体に対する著しい危険が生じたこと
- ・火災その他の著しく異常な事態が生じたこと

消費者安全法に関する通知制度の概要④(消費者事故等の通知)

消費者事故等については、重大事故等に該当する場合、「直ちに通知」する必要があります。

国の行政機関や地方公共団体に対して、消費者事故等の発生の情報を得たときに、内閣総理大臣（消費者庁）への事故情報の通知を義務付けるものです。

【趣旨】

消費者庁設立前に、消費者事故等に関する情報が、各行政機関に個別に保有され、共有できるものになつてないという課題が指摘されたことを踏まえ、消費者事故等に関する情報を消費者庁に集約し、分析する体制を整備（2009年）し、消費者事故の重大性や拡がりについて、早期に把握し適切な対応につなげる。

○ 重大事故等の通知

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その旨及び当該重大事故等の概要等を通知しなければならない。

（消費者安全法第12条第1項）

○ 消費者事故等（重大事故等を除く。）の通知

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、（略）被害が拡大し、又は同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要等を通知するものとする。

（消費者安全法第12条第2項）

消費者事故等の公表事例（文部科学省・スポーツ庁関係）

No.	発生場所	公表内容
1	小学校	小学校のプールにおいて、フラフープを用いた飛び込みの練習中、飛び込んだ生徒がプールの底に頭頂部をぶつけ、頸髄不全損傷等の重傷。【重大事故等】
2	小学校	小学校の校庭に設置されていた防球ネットで児童が遊んでいたところ、2本の木製支柱のうち1本が根本から折れ、児童2名に直撃した。病院に搬送されたが、1名が死亡、1名が重傷。【重大事故等】
3	小学校	体育の授業でサッカーをしていた生徒がゴールポストの網にぶら下がったところ、ゴールポストが倒れ、下敷きになり、搬送先の病院で死亡が確認された。【重大事故等】
4	小学校	給食中、当該パンを喉に詰まらせ、病院に救急搬送されたが、意識不明の重体。その後、搬送先の病院で死亡した。【重大事故等 警察庁通知】
5	小学校	職員が体育館に設置された当該電動式舞台装置を収納する際に、ボタンを固定したままそばを離れたところ、壁と当該製品の間に児童の頸部が挟まり、救急搬送され、低酸素脳症（疑い）による重傷。【重大事故等 消防庁通知】
6	小学校	児童が小学校のブランコで遊んでいたところ、当該ブランコの鎖が外れて転落し、頭部打撲で救急搬送。【消防庁通知】
7	中学校	中学校の校舎に取り付けた縦どいが外壁から外れ、落下した一部が通行中の生徒に当たり右足の指を骨折。【重大事故等】
8	高校	高校のグラウンドにおいて、生徒が投げた陸上競技用のハンマーが他の生徒の頭に当たり、病院に搬送されたが死亡した。【重大事故等】
9	高校	高校の体育館に設置してある高鉄棒が倒れ、練習中の体操部員の顔面を直撃し、頬陥没複雑骨折。【重大事故等】
10	高校	登山講習会に参加していた高校生と教員が雪崩に巻き込まれ、生徒7名と教員1名の計8名が死亡。【重大事故等】
11	高校	水泳の授業中、教諭がデッキブラシの柄で示した高さを越えて飛び込むように指示したところ、その指示に従いプールに飛び込んだ生徒が、頭部を水底に強打し、頸髄損傷等の重傷。【重大事故等】
12	高校	高校の体育館の照明器具が落下。
13	スタジアム ※公共施設	スタジアムにおいて、スポーツクライミングの競技中に選手が落下し、スポンジのクッションカバーが巻かれた柵上部に衝突し、尾てい骨を骨折。
14	武道場 ※公共施設	武道場において、練習会の設置作業中、後ろ向きにすり足で後退していたところ、床材の一部（木片）が足裏に刺さり、2針縫う負傷。
15	体育館 ※公共施設	公共施設（体育館）において、施設利用中に当該天井パネルが落下。【重大事故等】
16	体育館 ※公共施設	体育館において、バレーボールの試合中に床に滑り込んだ際に、剥離した床材の一部が左太ももに刺さり、16針を縫合。【重大事故等】
17	体育館 ※公共施設	体育館において、バスケットボールの試合中に転倒したところ、転倒時の衝撃で剥離した床材の一部（木片）が左太ももに刺さり、全治2週間の負傷。
18	体育館 ※公共施設	体育館において、バレーボールの試合中にレシーブのため床に飛び込んだところ、床材の一部（木片）が腹部に刺さり、負傷。救急搬送先で木片を除去。
19	体育館 ※公共施設	体育館において、バスケットボールの練習中に床に滑り込んだ際に剥離した床材の一部が右膝に刺さり、13針縫う負傷。
20	体育館 ※公共施設	体育館において、着座から後方へ引くように立ち上がったところ、床材の一部が臀部に刺さり、負傷。

**文部科学省
消費者事故等情報通知様式**

1. 本件の取り扱いについて

(本情報の機密性について、下記のいずれかに該当する場合のみ、チェックまたは○を記入します。)

公益通報

企業機密

行政処分予定

2. 通知者に関する事項

(通知主体の情報を記入します。文部科学省で受領後、担当者に内容を確認することがあります。)

① 通知主体
(行政機関名等)

担当者名 :

所属部署 :

電話番号 :

② 通知日時

[年] [月] [日] [時] [分] 報

3. 事故等の種別

(事故等の種別について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表1参照。)

〔安全分野（生命・身体被害）〕

重大事故等

重大事故等以外

財産被害分野（表示・取引）

4. 事故等が発生した日時・地域

(事故等が発生した年月日、時間および発生した都道府県・市町村を記入します。)

① 発生日時

[年] [月] [日] [時] [分] 報

② 発生地域

（都道府県等）

（市町村）

5. 事故等が発生した場所

(事故等が発生した場所について、「施設等の場所」から該当するものにチェックまたは○を記入し、「施設内の場所」に該当する項目があればチェック等を記入します。それぞれ該当するものがない場合は「その他」にチェック等を記入し、その内容を（ ）に記入します。)

施設等の場所	<input type="checkbox"/> 住宅	<input type="checkbox"/> 店舗・商業施設	<input type="checkbox"/> 学校	<input type="checkbox"/> 病院・福祉施設	<input type="checkbox"/> 公園
	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 公共施設	<input type="checkbox"/> 海・山・川等自然環境	<input type="checkbox"/> 車内・機内・船内	
	<input type="checkbox"/> その他 → (_____)				

施設内の場所	<input type="checkbox"/> 階段	<input type="checkbox"/> 浴槽・風呂場	<input type="checkbox"/> 台所	<input type="checkbox"/> 玄関	<input type="checkbox"/> 居室
	<input type="checkbox"/> 洗面所	<input type="checkbox"/> ベランダ	<input type="checkbox"/> 庭	<input type="checkbox"/> 廊下	<input type="checkbox"/> 昇降機（エレベータ）
	<input type="checkbox"/> エスカレーター	<input type="checkbox"/> 動く歩道	<input type="checkbox"/> 自動ドア	<input type="checkbox"/> 回転扉	

その他	<input type="checkbox"/> その他 → (_____)				
-----	--	--	--	--	--

6. 情報を得た日時

(本件の情報を得た年月日および時間を記入します。)

情報を得た日時

[年] [月] [日] [時] [分] 報

7. 情報を得た方法

(本件の情報を得た方法について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものが無い場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その方法を()に記入します。)

<input type="checkbox"/> 来所	<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> FAX	<input type="checkbox"/> 文書(手紙等含む)
<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> その他 → (_____)		

8. 情報提供者

(本件の情報提供者について、該当するものにチェックまたは○を記入し、氏名または名称、連絡先を記入します。)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 消費者	<input type="checkbox"/> 公益通報者	<input type="checkbox"/> 職権探知
	<input type="checkbox"/> 事業者(製造)	<input type="checkbox"/> 事業者(販売)	<input type="checkbox"/> 事業者(同業他者等その他)
→		<input type="checkbox"/> 情報提供者の氏名または事業者名 → []	<input type="checkbox"/> 文部科学省及び消費者庁からの直接連絡(可・不可)
→		<input type="checkbox"/> 情報提供者の住所 → []	
→		<input type="checkbox"/> 情報提供者の電話番号 → []	
<input type="checkbox"/> 情報提供者不明・匿名			

9. 被害者(負傷者・契約当事者等)

(①では、被害者が「情報提供者自身」であるのか「情報提供者以外」であるのか、該当するものすべてにチェックまたは○を記入します。②では、被害者の各属性別の人数を記入します。)

① 被害者は… 情報提供者自身 情報提供者以外

② 相談者を含めた被害者数 人

性別人数	男性 <input type="checkbox"/> 人	女性 <input type="checkbox"/> 人		
年齢別人数	0歳以下 <input type="checkbox"/> 人	1歳以下 <input type="checkbox"/> 人	2歳以上 5歳未満 <input type="checkbox"/> 人	10歳未満 <input type="checkbox"/> 人
職業別人数	10歳代 <input type="checkbox"/> 人	20歳代 <input type="checkbox"/> 人	30歳代 <input type="checkbox"/> 人	40歳代 <input type="checkbox"/> 人
	50歳代 <input type="checkbox"/> 人	60歳代 <input type="checkbox"/> 人	70歳代 <input type="checkbox"/> 人	80歳以上 <input type="checkbox"/> 人
給与生活者	自営業・ 自由業者 <input type="checkbox"/> 人	家事従事者 <input type="checkbox"/> 人	高校生以上 の学生 <input type="checkbox"/> 人	
中学生	小学生 <input type="checkbox"/> 人	保育幼稚園児 <input type="checkbox"/> 人	未就園児 <input type="checkbox"/> 人	
無職 <input type="checkbox"/> 人	その他 <input type="checkbox"/> 人	不明 <input type="checkbox"/> 人		

10. 事故等の原因の特定情報

(①では事故等の原因となった事業者の属性について、該当するものにチェックまたは○を記入し、②③では事故等の原因となった商品・役務名および型番をわかる範囲で記入します。)

① 事業者の属性

<input type="checkbox"/> 製造業者・輸入業者 → 名称 (_____)
<input type="checkbox"/> 販売業者等 (購入先・契約先) → 名称 (_____)
<input type="checkbox"/> 信用供与者 (信販、クレジット、リース等) → 名称 (_____)
<input type="checkbox"/> 工事業・修理業者 → 名称 (_____)
<input type="checkbox"/> その他 → 名称 (_____)

② 商品・役務名

③ 型式・ロット番号

【安全分野】

11. 安全分野の事故等の種別

(安全分野の事故等の種別について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

事故情報

ヒヤリハット情報

12. 安全分野の事故等の種類

(安全分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表2参照。)

死亡

負傷・疾病

一酸化炭素中毒

安全基準不適合

飲食物の異常

飲食物以外
の異常

窒息等の危険

火災等の
異常な事態

13. 安全分野の事故等の内容

(安全分野の事故等の内容について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものが無い場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その態様を()に記入します。)

火災事故

発煙・発火・
過熱

点火・燃焼
・消火不良

破裂

ガス爆発

ガス漏れ

燃料・液漏れ等

化学物質による
危険

漏電・電波
等の障害

製品破損

部品脱落

機能故障

転落・転倒
・不安定

操作・使用性
の欠落

交通事故

誤飲

中毒事故

異物の混入

腐敗・変質

その他 → (_____)

14. 安全分野の事故等の原因

(安全分野の事故等の原因について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

製品自体の不良

表示又は取扱説明書の不備

製品自体の不良

表示の不備

経年劣化

業者の設置・施行不良

業者の修理不良

業者輸送中の取扱いの不備

消費者の誤使用

消費者の不注意

消費者の設置・施行不良

消費者の修理不良

製品には起因しない偶発的事故

その他

原因不明

調査中

調査不能

原因調査機関 →

15. 安全分野の事故等の品目

(安全分野の事故等の品目について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

食料品

家電製品

住居品

文具・娯楽用品

光熱水品

被服品

保健衛生品

車両・乗り物

建設・設備

保険・福祉サービス

その他 → (_____)

16. 被害の状況

(安全分野の事故等の被害の状況について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものが無い場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その被害の状況を()に記入します。)

骨折

脱臼・捻挫

切断

擦過傷・挫傷
・打撲傷

刺傷・切傷

頭蓋(内)損傷

内臓損傷

神経
・脊髄の損傷

筋・腱の損傷

窒息

熱傷

凍傷

皮膚障害

感電障害

一酸化炭素中毒

食中毒

その他の中毒

感覚機能の
低下

呼吸器障害

消化器障害

その他 → (_____)

17. 安全分野の事故等の態様（事故等の詳細）【必須】

(安全分野の事故等の内容、被害の状況について、詳細を記載します。)

【財産被害分野】

18. 財産被害分野の事故等の種類

(財産被害分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものが無い場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を()に記入します。別添「用語説明」表3参照。)

- | | | | |
|---|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 虚偽・誇大な広告・表示 | <input type="checkbox"/> 不実告知・事実不告知 | <input type="checkbox"/> 断定的判断の提供 | <input type="checkbox"/> 不退去・退去妨害 |
| <input type="checkbox"/> 消費者を欺き、威迫し、困惑させる | <input type="checkbox"/> 事業者の損害賠償責任等を免除する契約条項 | <input type="checkbox"/> 損害賠償請求の制限違反 | <input type="checkbox"/> キャンセル料の制限違反 |
| <input type="checkbox"/> 法によって無効とされる契約条項 | <input type="checkbox"/> その他消費者の利益を一方的に害する契約条項 | <input type="checkbox"/> 履行拒否・履行遅延 | <input type="checkbox"/> 違法景品 |
| <input type="checkbox"/> 不招請勧誘 | <input type="checkbox"/> 適合性原則違反 | <input type="checkbox"/> 書面交付義務違反 | <input type="checkbox"/> 説明義務違反 |
| <input type="checkbox"/> その他 → (_____) | | | |

19. 財産被害分野の事故等の分野

(財産被害分野の事故等の分野について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものが無い場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を()に記入します。別添「用語説明」表4参照。)

- | | | | |
|--|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 商品 | <input type="checkbox"/> 役務 | <input type="checkbox"/> 先物 | <input type="checkbox"/> 金融・投資 |
| <input type="checkbox"/> 賃貸借 | <input type="checkbox"/> 多重債務 | <input type="checkbox"/> 架空請求 | <input type="checkbox"/> 過量販売 |
| <input type="checkbox"/> その他 → (_____) | | | |

20. 財産被害分野の事故等の態様（販売購入形態）

(財産被害分野の事故等の様態について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものが無い場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を()に記入します。別添「用語説明」表5参照。)

- | | | | |
|--------------------------------------|--|--|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 店舗購入 | <input type="checkbox"/> 訪問販売 | <input type="checkbox"/> キャッチセールス | <input type="checkbox"/> アポイントメントセールス |
| <input type="checkbox"/> 通信販売 | <input type="checkbox"/> インターネットショッピング | <input type="checkbox"/> インターネットオークション | <input type="checkbox"/> テレビショッピング |
| <input type="checkbox"/> 電話勧誘販売 | <input type="checkbox"/> マルチ・マルチまがい | <input type="checkbox"/> 業務提供誘因販売 | <input type="checkbox"/> 特定継続的役務提供 |
| <input type="checkbox"/> ネガティブ・オプション | <input type="checkbox"/> その他 → (_____) | | |

21. 財産被害分野の事故等の態様（契約の成否）

(財産被害分野の事故等の契約の成否について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

- | | | |
|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 既に契約・申込した | <input type="checkbox"/> まだ契約・申込していない | <input type="checkbox"/> 不明 |
|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|

22. 財産被害分野の事故等の態様（信用供与の有無）

(財産被害分野の事故等の様態について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものが無い場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を()に記入します。別添「用語説明」表6参照。)

- | | | | |
|-----------------------------|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 現金 | <input type="checkbox"/> 自社割賦 | <input type="checkbox"/> 包括信用購入
あっせん(クレジットカード) | <input type="checkbox"/> 個別信用購入
あっせん |
| <input type="checkbox"/> 借金 | <input type="checkbox"/> その他 → (_____) | | |

23. 財産被害分野の事故等の態様（被害金額）

(財産被害分野の事故等で被害に遭った、または、被害に遭いそうになった金額を記入します。該当するものがない場合は「その他」に金額を記入し、その内容を()内に記入します。)

既払い金額	→	[] 円
商品・役務自体の金額	→	[] 円
申込金	→	[] 円
クレジット等手数料	→	[] 円
その他	→	[] 円 (_____) [] 円 (_____) [] 円 (_____)



被害金額は不明

24. 財産被害分野の事故等の態様（事故等の詳細）【必須】

(財産分野の事故等の態様について、詳細を記載します。)

25. 通知するとした判断理由（重大事故等以外の消費者事故等のみ記入）

(通知すると判断した理由について、自由に記載します。)

26. 関連事項（重大事故等以外の消費者事故等のみ記入）

(関連する事項があれば、自由に記載します。)

27. その他特記事項

(その他特記すべき事項について、自由に記載します。)

消費者事故等の情報通知先一覧

教育機関等における消費者事故等については、事故等の内容に応じて、以下の情報通知先まで御連絡ください。(※赤字部分が変更箇所)

なお、御連絡に当たっては、原則として、E-mailを御使用ください。

(理科や技術・家庭などの授業中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL : 03-6734-2565 (直通)

E-mail : kyoiku@mext.go.jp

(学校の体育・保健体育の授業中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁政策課企画調整室

TEL : 03-6734-2674 (直通)

E-mail : skikaku@mext.go.jp

(運動部活動中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁地域スポーツ課

TEL : 03-6734-3953 (直通)

E-mail : tiikisport@mext.go.jp

(高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付産業教育振興室

TEL : 03-6734-2904 (直通)

E-mail : sangyo@mext.go.jp

(学校施設の維持管理等に関する事故等について)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

TEL : 03-6734-2292 (直通)

E-mail : shisetulead-2@mext.go.jp

(幼稚園の教育活動中の事故について、その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

TEL : 03-6734-2966 (直通)

E-mail : anzen@mext.go.jp

(専修学校・各種学校における事故等について)

文部科学省**総合教育政策局**生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-6734-2939 (直通)

E-mail : syosensy@mext.go.jp

(社会教育施設（博物館を除く）における事故等について)

文部科学省**総合教育政策局**地域学習推進課

TEL : 03-6734-2974 (直通)

E-mail : chisui@mext.go.jp

(社会体育施設での一般利用時（学校体育、部活動利用時を除く）における事故等について)

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

TEL : 03-6734-3773 (直通)

E-mail : stiiki@mext.go.jp

(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省**総合教育政策局**地域学習推進課青少年教育室（施設係）

TEL : 03-6734-2650 (直通)

E-mail : seisyone@mext.go.jp

(財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係

TEL : 03-6734-2156 (直通)

E-mail : hourei@mext.go.jp